

告 示

埼玉県告示第二百号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成三十一年三月四日付けで、次のとおり処分した。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
むさし野 住宅	平岡實	埼玉県久喜市 菖蒲町三箇八 百三十四番地 八	二十二日間の業務の全部 停止